令和7年度国民年金システム標準化ベンダー分科会 (第2回)議事概要

日時:令和7年10月8日(水) 13:00~13:35

場所:オンライン開催

事務局設置会場:丸の内二重橋ビルディング17階(東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

【構成員】

荒川 剛 日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 主任

本園 誠 株式会社RKKCS 第1システム本部 住基部門

子育てグループ 課長

浅野 伸也 株式会社TKC ユーザ・インターフェイス第一設計部

サブチーフ

三井 沙織 株式会社電算 開発本部 ソリューション1部 主幹

高見 幸司 富士通 Japan 株式会社 Public & Education 事業本部

住民情報サービス事業部 マネージャー

黒田 隆史 株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部

公共パッケージ開発第二本部 パッケージ開発第五部

第一グループ 主任技師

【オブザーバー】

津田 直彦 デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐

池端 桃子 デジタル庁 地方業務標準化エキスパート

下田 卓也 デジタル庁 統括官付参事官付 主査

安藤 吾郎 日本年金機構 事業企画部 事業企画グループ長

滝澤 光本 日本年金機構 国民年金部 参事役

帳山 昌一 日本年金機構 年金給付部 給付企画第1グループ長

飯野 一浩 厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐 島添 悟亨 厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐

平山 宏昌 厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金自治体専務専門官

八巻 純一 厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官

【議事次第】

- 1. 開会
- 2. 議事
 - (1)標準仕様書改定に向けた討議
- 3. 閉会

【意見交換(概要)】

1. 開会

○本日はベンダー分科会であるため進行は事務局が務める。また、本日は研究会構成員のうち事業者の皆様に加えオブザーバーが出席対象となっている。 (事務局)

2. 議事

(1)標準仕様書改定に向けた討議

○令和7年度1月末の標準仕様書改定に向けた討議についてご説明する。地方税法及び地方税 法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)において、特定親族特 別控除が創設された。特定親族特別控除は、特定親族の合計所得金額に応じて段階的に適用され る控除であり、国民年金においては個人住民税の控除額が適用されることになる。特定親族特別 控除の創設に伴い、施行期日の令和8年4月1日に向けて、令和8年1月末に標準仕様書を改定 するものとなる。(事務局)

○次に特定親族特別控除の創設に伴う改定対象一覧についてご説明する。特定親族特別控除の 創設に伴う改定対象は、帳票詳細要件と帳票レイアウトに区分される。対象の帳票は、「国民年 金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)」、「国民年金保険料学生納付特例申請(市町村 確認書)」、「国民年金 障害基礎年金 所得状況届」、「国民年金老齢福祉年金所得状況届」、 「特別障害給付金所得状況届」、「障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届」である。本 紙、ツリー図・業務フロー及び機能・帳票要件の改定はない。(事務局)

○No. 1 「国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)」の印字項目追加について、帳票詳細要件の改定案ではシステム印字項目に「特定親族特別」を追加しており、実装項目は必須としている。また、「特定親族特別」の追加に伴い、各項目の No を変更している。システム印字項目の追加に伴い、帳票 ID は新たに採番する。また、適合基準日は施行期日の令和8年4月1日に合わせ、現在の1.4版から変更しないものとしている。(事務局)

○No. 2 「国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)」、No. 3 「国民年金 障害基礎年金 所得状況届」、No. 4 「国民年金老齢福祉年金所得状況届」、No. 5 「特別障害給付金所得状況届」及びNo. 6 「障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届」の印字項目追加については、No. 1 と同様の改定案としている。(事務局)

 \bigcirc No. 7「国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)」のレイアウト変更について、各控除の欄に「特定親族特別」の行を追加している。なお、各欄に記載されていた $(1-A)\sim(9-G)$ の番号は現在使用されていないことから削除している。また、行の追加に伴い丸数字の番号を変更している。 (事務局)

○No. 8「国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)」のレイアウト変更については、No.

- 7と同様の改定案としている。(事務局)
- ○No. 9 「国民年金 障害基礎年金 所得状況届」のレイアウト変更について、各控除の欄に「特定親族特別」の行を追加している。(事務局)
- ○No. 10「国民年金老齢福祉年金所得状況届」、No. 11「特別障害給付金所得状況届」及び No. 12「障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届」のレイアウト変更については、No. 9と同様の改定案としている。(事務局)
- ○次に特定親族特別控除に伴う個人住民税システムとの連携に関してご説明する。個人住民税システムとの連携に関する仕様は、機能要件の機能 ID:0260074 のとおりであり、具体的な連携項目は機能別連携仕様に定めている。データ要件・連携要件標準仕様書が9月30日に改定され、特定親族特別控除額のデータ項目「本人該当区分_特定親族特別控除対象」及び「特定親族特別控除額_計算値」が個人住民税システムから国民年金システムへの連携対象とされている。具体的には、個人住民税の基本データリストのデータ項目 ID:01002789 において「本人該当区分_特定親族特別控除対象」が定義され、データ項目 ID:01000501 の「控除金額」におけるコード値において「特定親族特別控除額_計算値」が新たに定義されている。これらのデータ項目は、個人住民税の機能別連携仕様の Output にて国民年金システムへ連携されることとなっている。(事務局)
- ○特定親族特別控除額の連携は、資料に示している機能要件が関連するが、既述の要件に含まれるため修正はない。具体的には、機能 ID:0260477 等において「個人住民税システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力がなされ、表示できること」とあるが、特定親族特別控除額は、配偶者特別控除や医療費控除等と同様に「各控除額」に含むことになる。また、機能 ID:0260208 等において「障害者控除額、 特別障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額の単価を管理できること」とあるが、特定親族特別控除額は、個人住民税システムからの連携により直接の金額を取得し、単価では管理しないため対象外となる。 (事務局)
- ○続いて、ワーキングチームの構成員からいただいたご質問2点およびご回答内容について、ご 共有させていただく。(事務局)
- ○1点目のご質問について、No. 7及び No. 8の市町村確認書のレイアウトは日本年金機構からの所得照会時に使用する様式で認識相違ないかとの質問をいただいた。こちらの質問については、マイナンバー情報連携で日本年金機構が所得情報を取得できなかった場合に、日本年金機構から市町村に送付して所得の記載をお願いしている様式である旨をご回答している。(事務局)
- ○2点目のご質問について、施行期日の令和8年4月1日までにシステムの改修を行う必要があるか、間に合わない場合、特定親族特別の欄が含まれていない様式に打ち出されてしまうのではないかとのご質問をいただいた。こちらの質問については、原則として施行期日の令和8年4月1日より前に対応いただきたい。また、システムの改修が間に合わない場合には、お示しする新様式をプリントアウトして手書きで記入いただくなどの対応が必要となる旨をご回答している。(事務局)
- ○令和7年度1月末の標準仕様書改定に向けた討議について、ご意見等あればお願いしたい。 (事務局)

- ○適合基準日は令和8年4月1日となっているが、令和8年度の申請については前年度の税が確定してから申請の受付や帳票の印刷を行うため、前年度の税が確定前の令和8年4月1日時点では受付等の運用は開始していない認識でよいか。 (構成員)
- ○認識相違ない。(事務局)
- ○その場合、令和8年4月1日までにシステム改修しなければならないのは矛盾するのではないか。 (構成員)
- ○施行日が令和8年4月1日までとなっているため、令和8年4月1日までにシステムが適合できるよう準備いただきたい。一方、実運用上は年金生活者支援給付金に関する所得情報の提供や国民年金免除等の審査が関係するが、必ずしも令和8年4月1日に実運用を開始する必要があるとは限らない。各自治体とシステム構築を進める中で、実際の稼働日や運用日は調整いただきたい。令和8年4月1日以降で実運用する際までにシステム改修が間に合わない場合は、お示しする新様式をプリントアウトして手書きで記入いただくなどの対応をすることで間に合わせていただきたい。(オブザーバー)
- ○施行日と標準仕様書の適合基準日が別に設けられているが、合わせる整理となるか。(構成員)
- ○ご認識のとおりである。 (オブザーバー)
- ○承知した。(構成員)
- ○国民健康保険及び後期高齢者システムの標準仕様書検討会においても同様の事象が発生しており、標準仕様書における適合基準日の記載方法については厚生労働省とともに検討を進めている。施行日と適合基準日は原則一致することが通常であるが、今回のように実装期間が短い場合や自治体の事務運用により施行日と自治体が求める実装日が異なる場合があるため、記載方法については検討する。検討会後、年金局に情報を提供する予定である。(オブザーバー)
- ○承知した。研究会でデジタル庁の検討結果についてお示しいただけると思うが、デジタル庁のホームページへの公表や関係省庁にも事前に共有いただいた上で、意見照会等を踏まえて取り扱いを決定する流れの認識で相違ないか。 (オブザーバー)
- ○ご認識のとおり、協議の上で決定したい。(オブザーバー)
- ○承知した。 (オブザーバー)
- ○ベンダーとしても令和8年度中に対応できるようシステム改修を進めているが、団体数が多く、令和8年4月1日までにすべて切り替えることは難しいため、柔軟な対応をお願いしたい。 (構成員)
- ○次の質問として、個人住民税システムから国民年金システムに連携されるデータ項目「本人該当区分_特定親族特別控除対象」について、国民年金システム側でどのような用途を想定されているかご教示いただきたい。 (構成員)
- ○データ項目「本人該当区分_特定親族特別控除対象」は、項目定義のとおり、納税義務者本人が特定親族特別控除の対象となっているか表す区分である。そのため、国民年金システムでは基本的に使用せず、「特定親族特別控除額_計算値」のデータ項目のみ使用する認識である。(事務局)
- ○承知した。(構成員)
- ○令和7年度のシステム改修を前提とした所要額調査を実施された認識だが、令和8年度にシステム改修する場合の所要額調査を再度実施される意向なのかご教示いただきたい。(構成員)
- ○令和7年度の所要額調査を実施しているが、令和7年度中の対応が間に合わない市町村があることは想定しているため、令和8年度についても所要額調査を実施し、令和7年度同様にシステム改修経費は交付金として措置する予定である。 (オブザーバー)

- ○承知した。(構成員)
- ○令和7年8月に育児免除について標準仕様書の改定が行われたが、施行時期は特定親族特別 控除の方が早い。今後は施行時期が早いものから優先して標準仕様書の改定を検討いただきた い。(構成員)
- ○承知した。(事務局)
- ○次に1月末改定に向けた研究会の進め方についてご説明する。第2回ワーキングチーム及びベンダー分科会では改定対象と改定内容の討議・確認を実施させていただいた。第3回研究会では意見照会の進め方と照会内容を、第4回研究会では意見照会の結果を踏まえた標準仕様書の改定内容について討議・確認していただく。第3回研究会は2025年11月上旬、第4回研究会は2026年1月上旬に実施し、1月末に第1.5版標準仕様書を発出する予定である。(事務局)
- ○令和7年度1月末改定に向けたスケジュールについて、ご意見等あればお願いしたい。(事務局)
- ○特になし。 (構成員)

3. 閉会

○数点ご案内させていただく。1点目、本日のご議論等を踏まえて資料の更新を行うものは、改めてご提示させていただく。2点目、議事概要に関しては後日連携させていただく。3点目、検討事項のとりまとめに際しても、構成員の方々へお問い合わせさせていただくことが有り得るが引き続きご協力いただきたい。(事務局)

以上